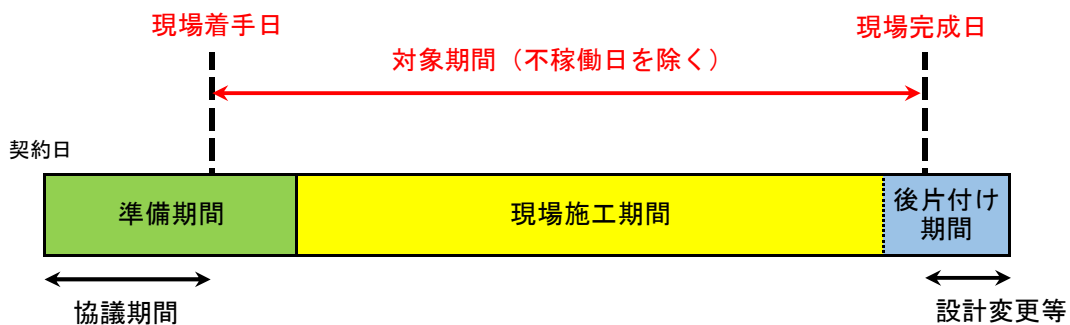


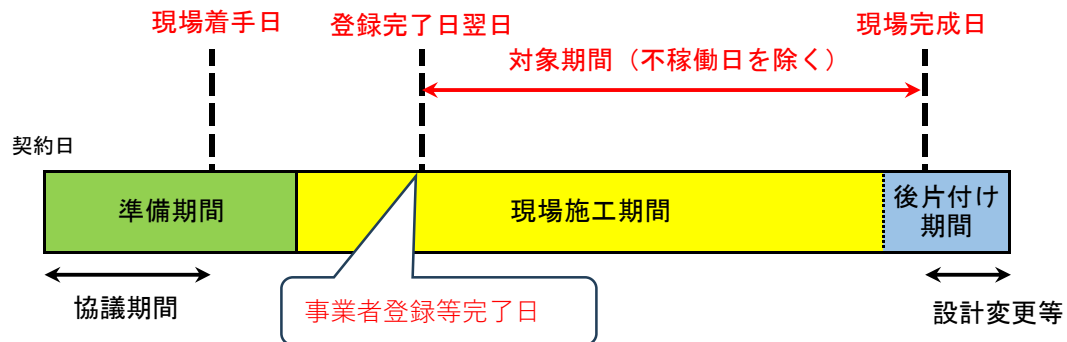
建設キャリアアップシステム活用工事 対象期間

- ①対象期間は準備を含めた「現場着手日」から後片付けを含めた「現場完成日」までの日数から「不稼働日（現場閉所日）」を除いた日数になります。現場施工中に一時中止期間等がある場合も、対象期間から除きます。
- ②現場着手日までに事業者登録、技能者登録及び管理者ID登録が完了していない場合は、これらの登録がすべて完了した日の翌日を期間の始まりとします。
- ③現場完成日前に設計変更を行わなければならない場合は、設計変更時点で確認できる実績日数で対応するようにしてください。
- ④対象期間は以下の方法で確認します。
週休2日制適用工事の場合⇒履行報告書に添付している現場閉所又は休日チェックシート
週休2日制適用工事でない場合⇒建設キャリアアップシステム活用工事対象期間日数票

【①標準ケース】



【②現場着手日以降に事業者登録等が完了するケース】



【③現場完成日前に設計変更するケース】

